

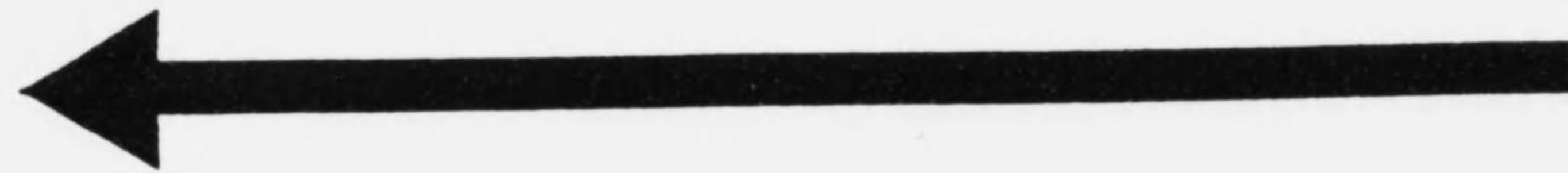
世界の映画國策と日本

特210

79



始



特 240
79

國際映畫
映畫國策

パンフレット (その二)



世界の映畫國策と日本

石 卷 良 夫 述



發行所

國際映畫通信社

序

非常時日本に缺くべからざるものは映畫の國家統制である。故に映畫國策の樹立は一刻を争ふ問題である。

映畫の國家統制は今や世界的風潮になつてゐる。わが國のみがこれに對して何時までも傍觀的態度をつゞけることは出来ない。

本篇は各國に於ける映畫國策の概要を示すに止まるが、これによつて幾分にも世人の注意を喚起し、映畫國策の促進に寄與することを得ば光榮である。

本篇と關聯して左の諸論文を併讀されたい。

『國際映畫新聞』第百號所載「如何に映畫國策を觀るか」

同 第百一號所載「政治家よ活眼を開け」

昭和八年五月

石 卷 良 夫

世界の映畫國策と日本(目次)

映畫は時代の寵兒である……………(1)

映畫の魅力……………(3)

映畫の檢閲……………(4)

年少者の觀覽禁止又は制限……………(5)

映畫の文化價值……………(8)

映畫を理解する政治家……………(10)

國產映畫の愛護運動……………(12)

映畫の國際的對立……………(13)

外國映畫の驅逐策……………(15)

映畫の製作獎勵……………(20)

映畫の輸出獎勵……………(22)

國產映畫に對する法律的解釋……………(23)

映畫の下見強制、公簿登錄……………(24)

國家の映畫統制……………(25)

國家の統制機關……………(27)

映畫國營化……………(30)

結 論……………(32)

統計表

世要主要國映畫館數(一九三二年)……………(2)

本邦映畫館數及入場人員數……………(3)

米國に於ける五一七の小學校及び中學校の映畫教育調査……………(9)

ロシア第二次映畫五ヶ年計畫……………(30)

ロシア第二次五ヶ年計畫による映畫網の成長……………(31)

國際映畫
映畫國策

パンフレット刊行

國際映畫文化の融合映畫に依る國民文化の交換を目的として
逐次本パンフレットの刊行を續けます。

(1) 世界の映畫國策と日本

一部金拾錢
(送料二錢)



昭和八年六月五日印 刷
昭和八年六月十日第一版發行

映畫に關する調査研
究の依頼に應ず

編輯兼發行者 市川 彩

東京市京橋區須原一丁目五番地(銀座ビル)

發行所

國際映畫通信社

電話京橋56(七四二二番)

世界の映畫國策と日本

石 卷 良 夫



映畫は時代の寵兒である

映畫は時代の寵兒である。僅かな歲月の間にこれくらゐ長足の進歩を遂げた娛樂は他にはないであらう。

全世界における映畫事業の現勢を綜括して示せば、その投資額三十億ドル、映畫館六萬一千、一週間平均の入場人員二億五千萬人と云はれてゐる。もちろん、國によつてその發達に遲速はある。それは經濟事情や文化の程度に支配されるからである。

例へばアメリカにおいては、映畫事業に對する投資額二十五億ドル、映畫館一萬九千、一週間平均の入場人員はその全盛期には一億一千五百万人、今では不景氣のために減少してゐるがそれでもなほ八千萬人を下らないのである。

映畫の代時は寵兒

然るにわが國の映畫館は植民地を加へて漸く一千五百、内地映畫館の入場人員は昭和六年の統計によれば一億六千四百萬人これに臨時及び假設興行の入場人員を加へても二億六百餘萬人を算するに過ぎない。

アメリカ映畫事業の發展は他國の追従を許さぬ。映畫館數でアメリカにつぐのはドイツであるが、それでさへ五千でアメリカの三分の一にも達してゐない。

だが、その國だけについて云へばいづれも相當に進歩の跡を見ることが出来る。各國ともに映畫館の數は殖え、その入場人員も逐年増加の趨勢を辿つてゐる。

わが國の映畫館は、最近五年間に一七・二%を増加し、またその入場人員は三八%の増加を示した。之れ亦進歩の跡は歴然たるものがあるではないか。

世界主要國映畫館數(1932)
アメリカ商務省調査

	館數	トーカー館
アメリカ	19,042	14,000
ドイツ	5,071	3,700
フランス	4,950	4,228
イギリス	3,300	1,450
ソヴェート	3,200	3,000
イタリア	2,500	1,000
チェコスロバキア	1,900	140
アルゼンチン	1,608	580
ブラジル	1,600	320
日本	1,500	1,050
スウェーデン	1,435	290
カナダ	1,100	750
ポーランド	1,100	770
オーストリア	900	110
ベルギー	850	435
メキシコ	750	250

映畫の魅力

映畫には大きな魅力がある。

現代人に取つて映畫は缺くことの出来ない娛樂である。彼等は映畫を觀て喜び、映畫によつて多くの慰安を得てゐる。

一、と云ふのは、第一に映畫そのものが、現代人の趣味にびたりと合つてゐるからである。映畫のテンポ、その自由な表現それ等の動きの裡に現代人の生活基調が見出される。多くの人々が映畫に共鳴し、映畫に惹きつけられるのは怪しむに足らぬ。

二、つぎに映畫は何人も容易に理解することが出来る。繪の動きで説明すれば、文字を讀ませたり、耳で聽かせたりするより雜作ない。そして深い印象が與へられる。大して頭を使はないで判かるといふことは、偶々映畫を民衆娛樂として成功させた所以である。

三、また、映畫は經濟的にも時間的にも手軽に觀られるのが、その民衆化を大に助けてゐる。今日の如き不況時代にはなほ更らである。

以上に列擧せる映畫の特長は、すでにサイレント時代においてこれを見ることが出来た。し

本邦映畫館及入場人員

年次	映畫館數	映畫館入場人員	其他人員
2	1,217	164,404	千人
3	1,269	181,279	
4	1,273	192,494	
5	1,392	198,175	
6	1,485	206,994	

かるに今日の映畫はトーキー化してゐるから、眼を樂しませるばかりでなく、耳をも樂しませる。トーキーの魅力はサイレントよりも確かに大きい。

要するに映畫は映畫であるが故に多くの人に喜ばれる。映畫以上の娛樂が出現しない限りは映畫は容易に滅びないであらう。

映畫の檢閲

映畫が民衆の間に有する勢力はすばらしく大きい。それだけに映畫は、民衆に對して好い影響も悪い影響も與へてゐる。

だが、悪い影響は格別人の目につき易い。教育家や、宗教家は、社會に害毒を流す映畫を蛇蝎視して、これに種々の壓迫を加へた。國家は國家でその立場から、映畫に對して警察的取締を加へることになつた。映畫から生ずる弊害除去の方法は一にして止まらない。けれども、その最も有効なるは何と云つても檢閲である。

わが國では大正十四年七月一日から映畫檢閲を統一し、内務省でこれを行ふことになつた。ヨーロッパ大陸の諸國でも多くは國家が統一して檢閲を行つてゐる。ドイツの統一檢閲は一九二〇年五月から實施せられた。興行は勿論、その取引も檢閲後に於いてなすべきことを命じ、

また檢閲の範圍を輸出映畫にまで及ぼしてゐる。年少者に觀せる映畫は特別の許可を得なければならぬ。

イギリスでは官憲檢閲を行はないで、映畫業者團體の自發的檢閲に任せてゐる。尤も、これには内務省が特別の免許を與へ、且つその指導監督の下に行つてゐるのであるから、實際の効果から云へば官憲檢閲と聊かも異なるところはない。

アメリカでは聯邦檢閲はまだ實施されてゐない。州檢閲でさへ四十八州の中で僅かに六州即ちニューヨーク、ペンシルヴァニア、オハイオ、カンサス、メリーランド、ヴァージニアに於いて行はれてゐるに過ぎぬ。映畫取締の法案は、これまで屢々聯邦議會に提出せられたけれども、その都度否決されたり、握りつぶしにされたりしてゐるのを見ると、アメリカにおける檢閲問題の解決がいかに困難なるかを知るに難くない。映畫の官憲檢閲は建國の精神に反するといふ議論が有力である。その代りに、映畫業者はニューヨーク市にナショナル・ボード・オブ・レビューを設けて、映畫の自發的檢閲を行つてゐる。

年少者の觀覽禁止又は制限

もう一つの警察的取締で重要なのは、兒童並に年少者に對する映畫の觀覽禁止、又はその制

限である。これは彼等の映畫館出入がもたらす弊害防止をその目的とする。

一、一定の年齢以下のものを絶対に入場させないのは左の國々である。

三歳以下 サルヴァドル

五歳以下 ハンガリー

六歳以下 ダンチツヒ自由國、ドイツ、ラトヴィア、ニカラガ、オランダ、ベルギー

十歳以下 ギリシヤ

二、多くの國では、一定の年齢以下は特に許可された映畫だけを見せることにしてゐる。その中でも十六歳を限度とする國が大多数である。

十四歳以下 エクアドル

十五歳以下 イタリア、スウェーデン

十六歳以下 オーストリア、ダンチツヒ、チエツコ・スロヴァキア、デンマーク、フィンランド、ラトヴィア、

ノルウエー、ロシア、オランダ、ベルギー

十七歳以下 ポーランド

十八歳以下 ドイツ、ルーマニア、リエクセンブルグ、ハンガリー、トルコ

イタリアではその判断の標準として身長一メートル半以下のものといふ條件をつけてゐる。

一定の年齢以下のものに見せる映畫が、檢閲によつて決定されてゐる國は、ドイツ、イギリス、ハンガリー、ニュージーランド、ベルギー、デンマーク等である。チエツコ・スロヴァキアでも、近く少年向映畫の檢閲を始めた。

三、両親若しくは信頼し得る大人の同伴を條件としてゐる國も少くない。これ等の國では一定の年齢以下のものは、同伴者がなければ入場を許さぬ。

十歳以下 スペイン(夜間)、カナダのノヴァ、スコシヤ

十二歳以下 カナダのニューブランズウィック

十三歳以下 カナダ、アリテイシユ・コロンビア

十四歳以下 同オントリオ、同ケベック、ブラジル、ギリシヤ

十六歳以下 ベルギー

四、時間による制限も可なり見られる。ダンチツヒでは十二歳以下の兒童の七時以後の觀覽を禁止し、フィンランドでは十六歳以下の兒童は八時を超えることを許さない。

わが國でも併せて年少者の觀覽禁止が議會の問題になつたけれども、つひに實現しなかつた。だが地方の興行取締規則で、これを制限してゐるのは兵庫、長崎、岩手、徳島、愛媛等の諸縣である。

この外の警察的取締では、興行、興行場、従業員、廣告等の取締があり、わが國ではこれを各地方廳に委ねてゐる。

映畫の文化價值

映畫及び映畫事業（主として興行）に對する警察的取締は、公安、風俗、衛生等の各方面からこれを必要とするのであるが、映畫の文化價值が正當に認識されるならば、國家のなすべき仕事はひとりその取締のみに限らない。

今でこそ娛樂は映畫の主流をなしてゐるけれども、エヂソンやルミエが映畫を發明した目的は恐らく娛樂のためばかりではなかつたであらう。或は宣傳手段として、或は教材資料として、或は記録として、映畫固有の機能を利用する途は少くない。故に映畫はたゞ娛樂の手段たるに止まらず、政治、教育、宗教、産業その他各般の目的に使用せられてこそ、これが効果を益々發揮せしめることが出来る。

一、進んだ頭の政治家は映畫の利用を忘れない。ドイツの政治運動では映畫が遺憾なく利用され、政黨は映畫會社の實權を把握する。輿論を喚起するものは新聞のみでない。映畫にもまたその力がある。だから見やうによつては映畫は新聞と共通の性質を有し、外國の新聞經營者

で映畫事業にも關係してゐるものが少くない。アメリカのランドルフ・ハースト氏、ドイツの國權黨首領フーゲンベルク氏などはその例である。

二、エヂソンは「スクリーンはポールドである」と云つた。映畫の教育的効果は顯著なるものがある。今では學校が進んで映畫を利用するやうになり、各國ともに所謂映畫教育は盛んである。併し、一口に映畫教育と云つてもその目的は、(一)知識の獲得、(二)情意の陶冶、(三)技術の練習等に分れ利用の範圍は極めて廣い。學校における映畫教育の最も進んでゐるのはアメリカ、フランス、ドイツ等である。アメリカでは一萬五千

の學校が映畫を取入れてゐるが、ピッツバーグ、ロサンゼルス、デトロイト、セントルイス等は映畫教育上特に著名な都市で、一ケ年のその豫算は六萬ドルから十一萬ドルに達する。州には映畫教育局があり、二十三の州立大學はラボラトリーを設けてゐる。

フランスでは六千の學校が教材映畫を使用してゐるこれに必要な映畫配給の中心はパリにある。

ソヴェートはプロレタリア教化のために、國家が積

米國に於ける 517の小學校
及び中學校の映畫教育調査

	映寫回数	授業時	臨時
社會教育	17,919	14,940	2,979
自然科學	11,919	8,825	3,094
物理	3,186	2,151	1,035
手工	2,152	1,431	721
家庭經濟	1,999	1,260	739
其他	7,011	3,637	3,324
計	44,136	32,294	11,892

極的に映畫を利用してゐるので有名である。併し學校の映畫化にも熱心で、近くは人民委員會がその資金百五十萬ルーブルを支出した。また、技術映畫を専門に製作するテフ・フィルム設立の如きも、ソヴェート映畫國策の一端として注目される。

三、映畫は商品宣傳にも効果があるから、製造家や商人が盛んにこれを利用してゐる。アメリカ映畫會社のこの方面の活躍は目覺しい。だが、國家經濟の上から見て閑却することが出来ないのは、映畫による海外販路の開拓である。アメリカ商品の海外進出は映畫の力に負ふところが多いと云はれてゐる。だから政府も映畫の輸出を奨勵する。

映畫を理解する政治家

映畫國策を樹立するためにはまづ政治家が映畫の文化價値を正當に認識しなければならぬ。この點で學ぶべきはイギリスの政治家である。

イギリスの映畫國策は、一九二七年の活動寫眞法制定によつて完全に樹立されたが、それまでにこの問題は幾度か議會に於いて論議され、一流の大政治家が國產映畫保護の必要を熱心に主張した。

閣僚の或るものは屢々當業者の會合に出席して彼等を激勵したことがある。殊に「途は一つ」

と題するイギリス映畫が公開された際には、時の内相ヒギンスはその第一夜に舞臺で一場の挨拶をした。

活動寫眞法を提案したのは時の商相たりしカンリフ・リスター卿である。卿は非常なる決意を以てこの法案を提出し、労働黨の反對を押へつけてつひに議會を通過させた。これがために卿のいかに苦心したかは察するに餘りがある。卿はイギリス映畫の恩人である。

活動寫眞法が制定さるゝや、これに勢ひを得てイギリス映畫事業は俄かに活氣を帯び、新會社は盛んに設立され、撮影所は到るところに建設された。ブリチツシュ・インストラクショナル會社の新撮影所に於いて地鎮祭が擧げられた時には、カンリフ・リスター卿も自らその式に臨んで異彩を放つた。

だが、映畫をよく理解してゐるのはイギリスの政治家のみでない。ドイツ政治家の映畫に對する理解は、すでにウーファ會社（正しく云へばウニベルズム・フィルム株式會社）設立の際に認められ、フォン・ヘーフトン將軍ルーデンドルフ將軍などの鼓舞激勵に尠らず負ふところがある。ヒトラーも愛國映畫封切の際には必らず出席してゐる。

フランスの政治家で、自國映畫事業に對して最も功績があるのはエリオ氏である。所謂エリオ法令はフランス映畫をその危機から救つた。

國産映畫の愛護運動

世界大戰が始まると、ヨーロッパ映畫は俄かに衰へてその販路をアメリカ映畫に奪はれた。大戰は乘すべき機會をアメリカ映畫に與へたのである。

戦前のアメリカ映畫は幼稚なもので、むしろヨーロッパ映畫の後塵を拜してゐた。然るに戦後はその主客顛倒して、アメリカ映畫は逆にヨーロッパ市場へ進出し、各國市場を殆んど獨占した觀がある。一時は世界映畫の九〇％はアメリカから供給すると云はれたほどに、アメリカ映畫の勢力は急テンポで増大した。

アメリカ映畫に壓迫されて、手も足も出なくなつたヨーロッパ諸國の映畫事業は惨じめなものである。政治家は國家的見地から自國映畫を救ふ必要を痛感した。映畫の國民生活に與ふる感化影響は大きい。これが供給を外國會社の手に委ねることは、國家としても大に考慮せねばならぬ問題である。

のみならず、映畫は自國商品を外國市場に紹介し、これが輸出促進に與つて力がある。曾ては南米に多くの販路を有したイギリスの婦人帽子が、アメリカ映畫の進出につれて次第にアメリカ製品のためにその販路を奪はるゝに至つた。なほ他にもこれに似た例が少くない。故にイ

ギリス政治家は、自國商品の外國販路開拓のために、映畫事業を保護せねばならぬとの見解を持つてゐる。

かくしてヨーロッパ諸國に翕然として映畫愛護運動が起つた。これは映畫の文化價值が國家によつて正當に認識された結果である。觀念的な國産愛護とはその意味を異にする。

ドイツでは他國に先んじて一九二一年にコンテインゲント法を制定した。

イギリスでは一九二七年に活動寫眞法を制定し、自國映畫に對してクオタ・システムを實施することになつた。

フランスでは一九二八年に大統領令によつて映畫管理委員會の組織を命じ、この機關を通じて外國映畫に對するクオタ・システムを實施した。

その他の國でも舉つてクオタ・システムを採用し、これによつて自國映畫に保護を加へた。

映畫の國際的對立

各國の映畫保護政策は、最初は映畫の文化價值を認識することによつて、外國映畫より受くる影響を防ぐことを目的としたが、國家主義の擡頭、自給自足經濟への推移につれて、映畫國策は更に封鎖的となり、その國際的對立を何倍かに尖鋭化した。

イギリスでは、オッタワに於いて開かれた帝國經濟會議が、映畫をもその經濟ブロックの中に引き入れて、所謂英國映畫の販路防衛のために各自治領を結束させてゐる。これに對抗して、中歐諸國の間にも映畫の經濟ブロックが形成されやうとしてゐる。

かくの如き國產映畫に對する統制的保護によつて、最も多くその影響を受けたのはアメリカ映畫である。アメリカ映畫はこれまで多くの販路を有してゐただけにその失ふところも頗る多かつた。且つトーキーの出現が、國語の相違のためにアメリカ映畫の輸出を却つて不利にしたことも見逃せぬ。云はゞ二重の打撃である。

ドイツへは一九二六年に二百二十六本のアメリカ映畫（長篇）が輸入されたが、その數量は逐年減少して一九三〇年には九十七本となり、一九三三年には五十八本の封切が豫定されるに過ぎぬ。

フランスへ輸入されたアメリカ映畫は、一九二四年の五百八十九本が最高で、これまた逐年減少するのみとなり、二八年三百十三本、二九年二百一十一本、三〇年二百三十九本、三一年二百二十本と低下して、今では昔の面影を見ることが出来ない。

イギリスでは一九三〇年に、七百四十七本のアメリカ映畫が上映されたけれども、一九三一年には五百五十七本に減少してゐる。

チェッコ・スロヴァキア及びポーランドでは、ファツシヨに對する反感からドイツ映畫の輸入を禁止してゐる。

外國映畫の驅逐策

つぎに世界各國が、現在如何にして外國映畫を自國市場から驅逐してゐるかを説明しやう。

一、映畫の貿易戦上、最も重要視されてゐるのはクオタ・システム（割當制度）である。

ドイツの一九二一年から實施したクオタ・システムは、自國映畫と外國映畫との比率をメートル數で定め、それによつて外國映畫の侵入を防がうとしたのであるが、一九二五年に至つてその比率を一對一に引上げ、且つ比率の計算をメートル數からフィルム數に改めた。然るに一九二九年には相對的比率を廢し輸入免許制を採用して今日に及んでゐる。

フランスでは一九二八年から、外國映畫七本に對し自國映畫一本の割合で、その強制上映を命じたが一九二九年にはこれを四本對一本に改める計畫を擧て、中止し、舊比率をそのまま据置いて、一九三二年に至り輸入免許制に變へた。

イギリスで一九二七年に採用せるクオタ・システムは、自國映畫のみの比率を定め、その配給と上映とを強制してゐる。強制比率は毎年引上げられ二〇%を以てその限度とする。即ち左の如くである。

配給者クオタ

%

一九二九年三月三十一日に終る一年間
 一九三一年三月三十一日に終る一年間
 一九三二年三月三十一日に終る一年間
 一九三三年三月三十一日に終る一年間
 一九三五年三月三十一日に終る一年間
 一九三八年三月三十一日に終る一年間

興行者クオタ

一九三九年九月三十日に終る一年間
 一九三一年九月三十日に終る一年間
 一九三二年九月三十日に終る一年間
 一九三三年九月三十日に終る一年間
 一九三五年九月三十日に終る一年間
 一九三八年九月三十日に終る一年間

スペインでは自國映畫を一本外國へ輸出すれば、その代償として外國映畫三本又は四本の輸入が許可される。
 チェコスロヴァキアでは、自國映畫を一本製作すれば六本の外國映畫の輸入を許可する。



ユーゴ・スラヴィアでは、外國映畫千メートルに對し、自國映畫七十メートルの割合で配給を強制する外、その上映々畫の一〇%が自由の文化映畫であることを命じてゐる。

ヴィクトリアでは、自國映畫千呎に付イギリス映畫二千呎の割合で上映される。ニュージーランドでは、配給者クオタ二・五%興行者クオタ七・五%の割合で自國映畫の上映を強制する。メキシコでは自國映畫を毎週二巻づつ強制的に上映させる。

二、クオタ・システムも、その或る部分は免許輸入制と見ていいが、實際の免許輸入制はクオタ・システムに一步を進めたもので、輸入を免許すべき外國映畫の數量が法律によつて規定されてゐる。

ドイツでは一九三二年七月一日から一九三三年六月三十日まで輸入が免許される外國映畫はトッキー百五本、サイレント七十本である。併し市場の状況如何によりては外に二十本の免許が追加されることになつてゐる。

フランスでは一九三二年七月一日から一九三三年六月三十日まで輸入される外國映畫の最大限度を二百本とし、その中の百二十五本は直接録音されたフランス語トッキーにして、残りの七十五本もフランス國內に於いてフランス語にダビングすべきことを條件として許可される。

等しく免許制ではあるが、輸入免許證券なるものを買はせたり、又は免許料を徴収したりし

てゐる國がある。例へばオーストリア、ハンガリーなどがそれで、チェッコ・スロヴァキアも外國映畫を輸入する場合には免許料を徴し、その收入を内地に於ける製作補助金に充てることにしてゐる一種の輸入關稅とも見られる。

四、外國映畫並に外國製生フィルムに對して輸入關稅を課してゐる國も少くない。これには保護關稅と奢侈關稅とがある。

イギリスの映畫關稅は戰時中に制定されたマケナ關稅に始まり、一度は廢止されたが間もなく復活してキーに對してはネガ從價三三%三分の一、ポジ同一〇%、ディスク同三二%三分の一、サイレントに對してはネガ一呎に付五ペンス、ポジ同一ペンス、生フィルムに對しては同三分の一ペンスを徴してゐたところ、一九三〇年十二月の改正によつて更に從價一〇%が増徴された。

フランスでは一九三二年四月から映畫關稅率を二%から六%に引上げた。

スペインでは外國映畫に對して一キログラムに付二五ペセタの關稅を課してゐる。

スウェーデンでは外國映畫に對して千キログラムに付一、〇〇〇クラウンの割合で悉く奢侈關稅を賦課してゐる。

ハンガリーでは免許料の外に、重量二二〇ポンドに付五〇ドル(米價換算)の關稅を課してゐる。

アルゼンチンの關稅は、一キログラム四ペソスのものが一五ペソスに引上げられた。

メキシコでは輸入クオタをA Bの二種に分ち、前者は一二〇、〇〇〇メートル以下、後者は一二〇、〇〇〇メートル以上とし、この範圍の輸入映畫に對して左の如き稅率で輸入稅を課する。

スペイン語字幕の無聲映畫	一キログラム	A	ペソス	B	ペソス
外國語發聲映畫	同	三五	四五		
同	同	二〇			
スペイン製作の無聲映畫	同	八			
同	同	一〇			
同	同	五			

萬一このクオタを超過する場合には、外國語發聲映畫に對して一キログラムに付七五ペソスの超過關稅が課せられる。

ブラジルでも外國映畫には高率の保護關稅を課してゐる。

イギリスの各自治領では、オッタワ協定に基いて外國映畫に對する關稅を引上げ、自國映畫に特惠的待遇を與ふることになった。

五、また、外國映畫の配給或は興行に對して、特別の内地稅を課してゐる國もある。

六、フランスで外國トーキーの自國語ダビングを命じてゐることは前に云つたが、これは

ドイツでも同じである。イタリアでは、自國語以外のトーキー興行に制限を加へてゐる。チェコスロヴァキアでは外國語トーキーの上映を絶対に禁止した。

七、また、フランスでは可燃性フィルムを使用することを法律で禁止し、暫らくその実施を見合せてゐるが、これが愈よ實施されたならばアメリカ映畫の進出は一層困難になる。

映畫の製作獎勵

各國が立法手段に訴へて、外國映畫の輸入制限に力を注いでゐるのは、これによつて國產映畫の受くる壓迫を緩和せんがためである。だが、これと相俟つて、國產映畫に對し積極的な獎勵策も講ぜられなくてはならぬ。

あらゆる獎勵策の中で、最も効果があるのは映畫製作者に對する政府の補助金交付である。

ドイツ政府は早くから映畫製作者に對して、補助金を與ふる目的でその基金を設けてゐたが、使途不明のために議會の問題になつたこともある。

ブルガリア、ポルトガルなどでも基金制度を設けて、映畫製作者に對し補助金を下附してゐる。

スペイン政府は映畫事業開發の資金に充つるため特殊な國庫證券を發行する。

イタリア政府では觀覽税をその財源に充て、優秀なる自國映畫に對し賞金を與へてゐる。

濠洲聯邦政府も、自國の優秀映畫および優秀脚本に對して毎年一定の賞金を與へる。

チェッコ・スロヴァキア政府は、毎年自國映畫の製作高を豫定し、その豫定高に達せしむるやう製作を獎勵する。

カナダ政府は自ら撮影所を經營し、これを民間製作者にも使用させてゐる。

映畫の輸出獎勵

政府が映畫の輸出獎勵に最も力を注いでゐるのはアメリカである。商務省映畫部は、常に民間業者と接觸して、映畫輸出のために種々の便宜を圖つてゐる。

イギリスでは各自治領を打つて一團とする經濟ブロック建設のために、映畫の自治領進出は近來目覺しい。政府もこれには大に乘氣となり、自治領へ映畫輸出を目的として設立されたコロニアル映畫會社（一九三〇年）に對しては、進んで必要な資金を貸與した。この會社は殖民省の慈惠に係るものである。

輸出映畫が外國市場に於いて、その聲價を失はないやうに指導することも政府の一つの仕事である。イギリスや、ドイツに於いて、輸出映畫に對して檢閲が行はれてゐるのは、自國映畫の聲價維持を目的とする。

また、國家の名譽が傷けられたり、外交問題を惹起したりする恐れのある映畫についても、國家はその輸出を取締る責任がある。わが國でも現にその必要が叫ばれてゐる。

國產映畫に對する法律的解釋

一口に國產映畫といつても、何が國產映畫であるかの解釋は仲々むづかしい。わが國のやうに全部外國製の生フィルムを使用してゐては、嚴格なる意味からは國產映畫といふことが出来るかどうか疑問である。

ヨーロッパ諸國で、國產映畫を保護するに當つても、いかなる範圍に屬するものを國產映畫とすべきかゞ問題になり、これについてその法律が明白に定義を下してゐる。

映畫保護法規でまづ第一にこの定義を下したのはイギリスである。イギリスには映畫のカテゴリが三つある。(一)クオタに加はるイギリス映畫、(二)クオタに加はることの出来ないイギリス映畫、(三)外國映畫即ちこれである。クオタに加はるイギリス映畫とは――

- 一、一人以上のイギリス人、或は行政官廳の監督を受くるイギリス會社によつて製作されること。
- 二、セット場面はイギリス帝國の撮影所において撮影されること。但し物語の性質上外國撮影所を使用せるものは特に商務省の許可を得たものに限る。

三、筋書の作者、或はその基くところの原作の作者はイギリス人であること。

四、俸給、賃銀、その他諸支拂、殊に映畫製作關係の労働、或は勤勞に對する支拂(版權料、製作者、俳優の給料を除いて筋書作者に對する支拂を含む)の七五%以上がイギリス人、或はイギリスに居住する人に支拂はれること。

フランスでは、一九二八年のエリオ法において、フランス映畫を二つのカテゴリに分けたが、現行法によれば左のカテゴリに屬する映畫は何等の拘束を受けないのである。

- 一、フランス國內、又はその保護領土にある撮影所において、フランス製作者がフランス人のみを使用して製作した映畫。
 - 二、フランス國內、又はその保護領土にある撮影所において製作されたけれども、俳優は必ずしも全部フランス人であることを要したい映畫。
 - 三、外國の無聲映畫。
 - 四、外國のニュース・リール、産業映畫、會話及び歌詞を記録せざる外國音聲映畫。
- ドイツで國產映畫として保護される映畫は左の如きものである。(一九三二年七月二日實施)
- 一、ドイツ人、若しくはドイツの法律によつてドイツ國內に設立された會社の製作せること。
 - 二、屋内撮影及び戶外撮影がドイツ國內において行はれること。

- 三、シナリオ及びトーキーの音楽がドイツ人によつて創作されること。
 - 四、製作者及び監督ともにドイツ人であること。
 - 五、撮影関係の各部従業員が夫々七五%以上ドイツ人であること。
- チエツコ・スロヴァキアでも、その法律は國産映畫なるものを左の如く解釋してゐる。
- 一、製作者がチエツコ・スロヴァキア人なるか、會社の場合にはその法律的構成員の大多数がチエツコ・スロヴァキア人たること。
 - 二、監督、撮影及び俳優の大部分がチエツコ・スロヴァキア人たること。
 - 三、製作費の一定割合以上（この割合は商務大臣これを定む）が、チエツコ・スロヴァキア人に對して支拂はれ、その原畫のコツビイは自國上映の目的を以て自國に於いて製作されたものなること。

映畫の下見強制、公簿登録

イギリスの法律では發賣される映畫はまづ興行者のためにトレード・ショウ（下見）を行ひ、且つ商務省に對してその登録を申請せねばならぬ。

このトレード・ショウの強制はアメリカ流のブラインド・ブッキング（盲目貸付）の弊害を除き、これによつて外國映畫の壓迫から自國映畫を救はんとするものである。

然らばブラインド・ブッキングとは何であるかといふに、これは興行者が下見を行はずに一定數量の映畫を配給者から押しつけられることで、この場合に於ける興行者は映畫選擇の自由を有しない。

アメリカ映畫はこれを武器として外國市場に進出し、その自國映畫の割込みを不可能ならしめた。そこで國産映畫愛護運動の擡頭につれてこのブラインド・ブッキングは非難の的となるのが當然で自國映畫をアメリカ映畫の壓迫から救ふためには、まづこれが禁止を斷行すべきであるとの説が起つて來た。一九二六年の秋、英帝國會議に於いても、一般經濟分科會からクオタ・システムと併せてブラインド・ブッキングの禁止が進言された。

その結果、一九二七年の活動寫眞法は、前記の如く下見を強制する規定を設けて、ブラインド・ブッキングに彈壓を加へた。この規定はアメリカ映畫に取つては非常なる打撃である。

下見を終ればつきに商務省に對してその登録を申請する。これで映畫の國籍は自から定まり、外國映畫と自國映畫とは判然區別される。

ドイツの新法律でも下見の強制及び公簿登録（内務省）を規定してゐる。

國家の映畫統制

經濟恐慌の深刻化につれて、世界の映畫事業は重大な危機に直面し、今やその再建設の必要に迫られつゝある。

映畫事業の再建設運動には二つの大きな流れがある。その一つはアメリカに於ける私企業的統制の發展、他はヨーロッパ諸國におけるファッショ的國家統制の強化である。

こゝで特に注目されるのは映畫の國家統制に關する新運動である。

最も放任的だと云はれたイギリスでさへ、國家は映畫統制のために著しく動いて來た。例へば關稅、クオタ・システム等による映畫の保護、大英帝國經濟ブロックの建設、映畫輸出に對する積極的援助等々は映畫統制の強化を意味するものでなくて何であらう。

ドイツの統制政策に至つては更に徹底的である。ヒットラーのファッショ全盛の今日、その映畫統制はつひに國營化にまで發展するかも知れない。この國ではすでに久しい以前から映畫國營論が唱へられてゐる。近く設けられた宣傳省に映畫局がある。

イタリーでもムッソリーニが映畫國策を確立した。その新劃策に見るべきものが少くない。映畫會社の或るものはすでに政府の支配下にある。

スペインでは國家政策の一つとして映畫の國家的獨占を企て、その製作及び配給を管理すべき機關が近く生まれやうとしてゐる。フィンランドでも國家が映畫を統制する。

ルーマニアでは、文部大臣の命令によつて、映畫館は毎日のプログラムの中に最少限度一千呎の教育映畫を加へなければならぬ。チリーでも文部大臣がこれに似た命令を發してゐる。このことは少くとも教育映畫に關して、國家統制の行はれてゐる證據である。

カナダ、ブルガリア等でも教育映畫の製作及び配給は國家の統制を受けてゐる。

國家の統制機關

國家が映畫の文化價値を認めてこれを保護する以上は、映畫並に映畫事業に對して國家の統制を缺くことは出來ない。

わが國では映畫に對しては、たゞ警察的取締が行はれてゐるばかりで、内務大臣の有する權能は警察權以外の何物でもない。これでは國家が果して映畫の文化價値を認めてゐるかどうが疑はれる。

アメリカ、イギリス、チェッコスロヴァキア等では映畫事業は商務省の統制を受けてをり、フランス、チリー、ブルガリア、ルーマニア等では文部省、ドイツ、ポーランド、スペイン等では内務省がこれを監督若しくは管理する。

アメリカの映畫事業が商務省の管轄に屬してゐるのは、これを一箇の産業として重要視する

からであつて、一九二九年その一分課たる映畫課を映畫部となし、織物、鐵工業、化學工業、食料品その他の重要産業の部と同じ地位にまで引上げた。

この映畫部は、興行、教育、産業各種映畫の販路開拓のためによき相談相手となり、ジョージ・R・カンテー氏を映畫商務官としてヨーロッパに派遣し、映畫事業に關する調査報告を受くるの外、世界各地に駐在する領事又は商務官からも各種の通信を得、これを發表して映畫業者の参考に供してゐる。近くはまた教育映畫（非劇場映畫）の分野へも進出を企て、教育映畫の利用者と教育映畫製作者との間に立ち、種々仲介の勞をとることになつた。

スペイン内務省には映畫事務局があり、ポーランド内務省には映畫局がある。ドイツ宣傳省の映畫局も一種の映畫統制機關と見てよい。

國家が映畫事業を監督又は管理する上に必要なるはその諮問機關である。或る程度までは民間業者の意見を聴取しなければ方針が立たない。

イギリスでは、活動寫眞法第三十條の規定に基いて、政策上の商議に參與せしむるため諮問委員會を設置し、委員任命の權限を商務大臣に與へた。その任期は三年である。

映畫製作者より 二名

映畫配給者より 二名

映畫興行者より

四名

その他より

五名(その一名は婦人たること)

フランスでは文部大臣管轄の下に、一九二八年映畫管理委員會が設定されたけれども、一九三一年これを改造して映畫最高委員會となし、所轄大臣に對して諸法令制定に關してその意見を具陳せしめることになつた。

この委員會は左の五部から成立する。

第一部 一般、商法、行政に關する問題

第二部 映畫技術、事業、商業に關する問題

第三部 映畫による一般、職業教育および學校教育に關する問題

第四部 一般國民文化の發展を目的とする映畫利用の問題

第五部 映畫の統制並に分科に關する問題

委員は内閣總理大臣、文部大臣の外に、政界、映畫界、教育界その他あらゆる方面の有力者八十七名を網羅してゐる。

映畫統制委員會、映畫檢定附屬委員會等はその小委員會として設けられたものである。イタリーでは、大規模な産業統制委員會の一部門として映畫委員會が設置されてゐる。

スペインには内務大臣の管轄下に映畫審議會なるものがある。

映畫國營化

國家が映畫を積極的に利用せんがために、進んでこれを國營化した國にソヴェートがある。アメリカでも各省は競ふて映畫を製作し、就中、農務省の映畫製作は盛んであるが、これ等の映畫はたゞその管轄範圍において配給されるに止まり、全體に亘つて統制を缺いてゐる。映畫施設の精神や、教育映畫の概念などもなほ混沌として、中心的なものを把握してゐない嫌ひがある。

然るにソヴェート映畫は一貫した指導精神を有し、國家施設としても整然たる組織によつてよく中央的統制が行はれてゐる。世界に於ける注目すべき劃期的現象と云つていゝであらう。

ソヴェートの全映畫事業は、ソユーズキノと稱するシンチケートによつて統制せられ、全聯邦の映畫トラストはすべてこれに参加する。(メジラブボム・フィルム)の獨立は例外的である)ソユーズキノは映畫の製作、配給を統制するのみならず、映畫機械、映畫化學、工場建設等の特殊部門をも統制し、二つの生フィルム工場を所有してゐる。

ソヴェートの映畫事業は、五ヶ年計畫の一部分として、石炭採掘若しくはトラクター工場建設と同じ程度の重要性を有するものである。聯邦映畫化のために向けられた資金は、一九三一年度には二千三百萬ルーブルであつたのが一九三二年度には一億三千萬ルーブルに激増した。

年度	無音映畫	音畫
1932	320	87
1933	660	193
1934	950	307
1935	1,150	550
1936	1,550	935
1937	1,900	1,350

千四百六十本から一九三一年七月一日には二千八十七本に激減した。第二次の五ヶ年計畫による映畫の成長は別表の通りである。

また、全聯邦の映畫施設は、都市の映畫館に移動映寫隊を加へて一九二七年十月一日には七千二百五十一であつたものが、一九三一年七月一日には二萬五千五百九十三となり、映畫觀客延人員は一九二七年にはすでに二億五千萬人を計上した。

年次	映畫館及移動映寫隊
1932	38,000
1933	60,500
1934	72,500
1935	83,600
1936	108,300
1937	122,500

映畫の五ヶ年計畫は、一九三一年度を以て一應完成を告げ今やその第二次五ヶ年計畫に入つてゐる。長篇映畫のコツビイは一九二八年十月一日には一萬五千八百七十六本であつたが、一九三一年七月一日には二萬七千四百三十七本となり、一方では外國映畫の数が一九二八年十月一日の五

第二次五年計畫による映畫網の成長は別表の通りである。ソヴェートの映畫國營は、すでにその混亂的建設期を経て、漸次確實な基礎を築き上げつゝある。所謂實行豫定數字は或は誇張に過ぎるかも知れない。併しその統一的な計畫や合理化事業の結果については大に注目を要するものがある。

結 論

映畫の國家統制は世界に於ける大きな動きの一つである。然も各國の映畫國策には國民主義的な色彩が強い。この形勢に對してわが國はいつまでも無關心であることを許さぬ。

非常時に遭遇せるわが國刻下の情勢から云ふても、映畫國策の樹立は最も急を要する。映畫の文化價値が正確に認識されたならば、國家は進んでこれが統制を企て、新しいスケデュールに基いて潑刺たる前進をつゞけるやうに指導すべきである。ソヴェートの映畫國營、ドイツの宣傳省設置、フランスその他の映畫輸入統制等について吾々は大に學ぶところがある。

併し國策運動を文化映畫にのみ限るのは偏見である。大衆に最も親しみある娛樂映畫の機能こそより以上重要視されなければならぬ。映畫は娛樂を與へつゝ大衆を絶えず教育してゐる。

文化映畫たると娛樂映畫たるとによつて國家の統制に輕重のあるべき道理はない。

映畫國策を樹立するに當つて、考慮されねばならぬ問題の主要なるものを擧ぐれば――

- 一、各省の映畫製作並にその配給はこれを集中統一して、單一の機關で行はしめること。
- 二、外國へ輸出される映畫は、ポジ、ネガともに特別の檢閲を受け、その輸出認可證を有するもののみに限ること。
- 三、わが國では自國映畫がよく普及してゐるから、法律でその上映を強制する必要はない。けれども、特殊の映畫の上映を強制し、映畫の利用を積極的に行ふこと。(この場合における税金の負擔は勿論輕減される)
- 四、一定の條件を備具した文化映畫はすべて政府の公簿に登録すること。
- 五、或る特定の事業に對する國庫補助、一般的には低利資金の融通等によつてその安定を得せしめること。

- 六、映畫事業に關する調査を行ひ、絶えずその結果を發表して當業者を指導すること。
- 七、各部門の組合を通じて國家が映畫事業の統制を行ふこと。
- 八、映畫に關する國際會議には民間當業者を代表として出席させること。
- 九、必要に應じて映畫事業代表者その他の關係者を召集し、國策遂行上についての諸案を

352
560

諮問すること。

この外にも種々の希望が出るであらうが、実行の容易なるものから採用する外はない。映畫の統制が内務省で行はれるか、文部省で行はれるかの點もなほ大いに研究の餘地がある。映畫國策がいかに決定されるかは重大問題である。この決定には固より慎重の考慮を要するが、まづ何よりも先づ民間當業者及び研究學者の意見を徴する必要があるであらう。——終——

逐次刊行せんとする主題目及び内容

(2)	日本映畫界改造私案	市川 彩
(3)	映畫組合運動教程	石井 迷花
(4)	中央官公廳映畫機關統制	山根 幹人
(5)	トーカーと國民文化	小林 吉次郎
(6)	電氣の常識と其利用	<small>工學博士</small> 伊藤 奎二
(7)	映畫勞働問題の標識	下石 五郎
(8)	文化映畫の諸問題	三橋 哲生

以下 續刊

發行所

國際映畫通信社

終